

別記 3

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 指定管理者は、個人情報（乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この協定による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 指定管理者は、乙は、この協定による業務に関して知ることのできた個人情報を秘密として保持しなければならない、第三者への提供、開示、漏えい等をしてはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(従業者への周知)

第3条 乙は、この協定による業務に従事するものに対して、在職中及び退職後において、この協定による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、協定の目的以外の目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関する必要な事項を周知するものとする。

(収集の制限)

第4条 指定管理者は、この協定による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第5条 指定管理者は、この協定による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者は、この協定による業務に関して知ることのできた個人情報を、市の承諾なしに、個人情報を取り扱う場所以外に持ち出してはならない。

(目的外使用及び第三者への提供の制限)

第6条 指定管理者は、市の指示又は承諾がある場合を除き、この協定による業務に関して知ることのできた個人情報を協定の目的以外の目的に使用してはならない。

(再委託の制限)

第7条 指定管理者は、この協定による業務に関して知ることのできた個人情報の取扱いを第三者に再委託してはならない。ただし、市が事前に承諾した場合はこの限りでない。

2 指定管理者は、前項ただし書の規定に基づき第三者に再委託をする場合は、再委託に係る個人情報の安全が図られるよう、再委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うとともに、この特記事項で定められている指定管理者の義務と同等の義務を当該第三者に負わせなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第8条 指定管理者は、この協定による業務を処理するために市から引き渡された個人情報

が記録された資料等を、市の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第9条 指定管理者は、この協定が終了したとき、又は解除されたときは、次に掲げる事項を履行しなければならない。ただし、市が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(1) この協定による業務に関して知ることのできた個人情報の全部を市に返還し、又は引き渡すこと。

(2) この協定による業務に関して知ることのできた個人情報の電子データをその記録媒体等から完全に消去し、又はその記録媒体等を適切に廃棄すること。

(3) 市から前号の規定による消去及び廃棄の実施を証する書面の交付を求められた場合は、速やかにこれに応じること。

(実地調査)

第10条 市は、必要があると認めるときは、指定管理者がこの協定による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

(事故報告)

第11条 指定管理者は、この協定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに市に報告し、市の指示に従うものとする。

(協定の解除)

第12条 市は、指定管理者がこの特記事項の規定に違反したときは、この協定を解除することができる。この場合において、指定管理者は、解除により自己に損害が生じた場合においても、市に対し損害の賠償その他一切の請求をすることができない。

(損害賠償)

第13条 市は、市の責めに帰すべき事由による場合を除き、個人情報等の漏えい等の事故が発生し、市に損害が生じたときは、指定管理者に対して損害賠償の請求ができるものとする。